

2013（平成25）年1月10日

内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）

森 まさこ 様

消費者庁 長官

阿南 久様

消費者安全調査委員会委員長 畑村 洋太郎様

〒102-0085 千代田区六番町15

プラザエフ6階

全国消費者団体連絡会

事務局長 河野康子

電話03-5216-6024

FAX03-5216-6036

webmaster@shodanen.gr.jp

消費者安全調査委員会の情報公開に対して、改善を申し入れます

消費者安全調査委員会が2012年10月1日に発足して3か月になります。既に300件を超える問い合わせ、30件を超える調査申出がなされ、国民がこの機関に大きな期待を寄せていることがうかがわれます。

今日までに3回の委員会が開催されましたが、会議の内容については非公開を前提とし明らかにされませんでした。先日ようやく第1回、第2回の議事要旨が公表されました。

また、報道によると、第2回委員会（11月6日開催）において、調査申出事案の内5件が調査案件として選定されました。そのうちの3件は、今まで他機関が公表した調査報告の評価を行い、2件は自ら調査に入ることを決定しました。後者の事例がどのような製品、役務に関するものかは、公開しないこととしています。また、選定されなかった案件の今後の取り扱いについても、公表されていません。

事故調査に関する情報は、多くの消費者の注意を呼び起こし、同様の消費者事故の防止につながることから、重要な情報です。被害にあわれた方たちは、「被害を被るのは自分たちを最後にしてほしい」という思いから、事故調査の申し出をされています。そのためにも、事故調査に関する情報については、調査に差し障りが無く公開が可能な部分について、速やかに公表されることが必要です。

そこで、全国消費者団体連絡会は、この3か月の状況を鑑みて、次のとおり申し入れをします。

第1 すでに実施した会議の議事録を公表し、議事要旨は迅速に公表すべきです。

委員会の運営規程第5条によると「・・・調査委員会の会議の公開及び議事録の公表は、行わないものとする。」と規定されています。しかし、個人情報や特定の製品名までは記載しなくても、少なくともどのような製品ないし役務で、どのような事故が発生したのか、という事案を公表することで、同種被害の情報が集まり、事故の全貌をつかめると考えます。全面非公開とせず、事故調査に影響しない部分の事故概要等については、迅速に公表、周知してください。

「議事要旨」も、調査委員会開催後、時間をあけずに公表すべきです。

第2 調査の進行経過等を、申し出た被害者に公表すべきです。

調査事案として選定したことを原則非公開としていますが、申し出た被害者には、調査や検討の進行状況を公開するべきです。

事故調査を申し出るとの被害者も、早期に事故原因が究明され、事故が繰り返されないことを願っています。一日も早い事故原因究明を願う被害者の思いを受け止め、調査の進捗や今後の方針など、進行経過を伝えるべきです。

第3 国民が納得できる事故原因調査対象事案の選定基準作りをすべきです。

第1回調査委員会において、事故調査の対象事案を選定するにあたり、①公共性、②被害の程度、③単一事故の規模、④多発性、⑤消費者による回避可能性、⑥要配慮者への集中、の6点の要素について、総合的に勘案して判断することが決められました。が、具体的個別事案の選定には、このような曖昧な判断方法では、不十分だと考えます。委員の判断による選定では、多数の調査案件をどう仕分して、どのような順番で取り上げたのか、国民の目から見ると大変判りにくいと思います。

今回の調査事案の選定で、申出事案が選ばれなかった人から、既に不満の声が上がっていると聞きます。国民のだれもが納得できる選定基準を作るべきです。

第4 警察庁との間に取り交わした調査についてのルールを、事故原因究明のための調査を基本とする視点から、見直すべきです。

消費者庁は11月5日付で、事故捜査と事故原因調査との関係について、警察庁との確認事項を交わしています。その内容は、警察に対して消費者安全法23条2項にある報告徴取等の処分を科さない等、捜査優先と感じられるものになっています。まずは、事故の再発防止という公益を優先するべきです。事故原因究明のための調査を基本とする視点から、改めて確認事項の見直しを図るべきです。

第5 調査結果に納得できない場合に再調査を願い出られるよう、不服申し立て制度を設けるべきです。

調査を申し出た被害者が、消費者安全調査委員会の調査結果に納得のいかない場合に備え、不服申立制度を設け、再調査を行なうようにしてください。

現在、消費生活用製品安全法に基づく事故情報の公表については第三者判定委員会の審議を経っていますが、その結論には独自の不服申出制度がありません。ところが、被害者がメーカー等に損害賠償の交渉や裁判をすると、メーカー等は、被害者が納得していない、第三者判定委員会が出た結論を流用して被害者救済を拒否する例がしばしば見られます。このような事態は、消費者安全調査委員会の結論に対しても起こり得ることだと思います。

したがって、消費者安全調査委員会には、その結論に対する独自の不服申し立て制度を設けるべきです。